2　すべての外板付き戸、貨物の積載用の戸及びその他の閉鎖装置であつて、開いている場合又は適切に閉鎖が確保されていない場合には、特殊分類区域又はロールオン・ロールオフ貨物区域に浸水を引き起こすおそれがあると主管庁が認めるものについては、閉鎖及び固定につき文書化した操作手順を船上に備え、かつ、適切な場所に掲示しなければならない。

3　ロールオン・ロールオフ甲板及び車両用のランプから隔壁甲板の下層区域へ通ずるすべての出入口は、いかなる航海においても接岸地を離れる前に閉鎖され、次に接岸するまで閉鎖されたままとする。

4　船長は、3に規定する出入口の開閉の効果的な監視及び報告のシステムが実施されることを確保する。

5　船長は、いかなる航海においても接岸地を離れる前に、3に規定する出入口を最後に閉鎖した時刻を、この章の第二十二規則13の規定によつて要求される航海日誌に記載することを確保する。

6　3の規定にかかわらず、主管庁は、通行に必要な時間に限り、及び船舶において不可欠な作業に必要な場合には、航海中出入口を開放しておくことを認めることができる。

7　ロールオン・ロールオフ甲板に滞留する海水を遮るために効果があると考えられるすべての横置隔壁又は縦通隔壁は、船舶が接岸地を離れる前に適切な位置に固定され、次に接岸するまでそのような状態を維持する。

8　7の規定にかかわらず、主管庁は、通行に必要な時間に限り、及び船舶において不可欠な作業に必要な場合には、航海中隔壁内の出入口を開放しておくことを認めることができる。

9　すべてのロールオン・ロールオフ旅客船においては、その航行中、船長又は船長に任命された職員は、その明示の同意なしに、いかなる旅客も、ロールオン・ロールオフ甲板に立ち入らせてはならない。

第二十四規則　貨物船における浸水の防止、浸水の規制等

1　垂直方向の損傷範囲を制限する甲板の下方の外板における開口は、海上にある間は、常に閉鎖しておくものとする。

2　3の規定にかかわらず、主管庁は、船舶の運航のために必要であり、かつ、当該船舶の安全が害されない場合には、特定の戸を船長の裁量によつて開放することができることを認めることができる。

3　大きな貨物区域を区画するために内部に取り付けられる水密戸又はランプは、航海の開始前に閉鎖し、航行中は閉鎖しておくものとする。当該水密戸を港において開放する時刻及び当該船舶が港を離れる前に当該水密戸を閉鎖する時刻は、航海日誌に記載する。

4　内部の開口の水密性を確保するための出入口及びハッチ・カバーの使用は、当直の乗組員の許可を受けるものとする。

第二十五規則　ばら積み貨物船以外の単船倉貨物船の水面探知器

1　二千七年一月一日前に建造されたばら積み貨物船以外の単船倉貨物船は、二千九年十二月三十一日までにこの第二十五規則に定める要件に適合するものとする。

2　長さ（L）が八十メートル未満又は千九百九十八年七月一日前に建造された場合には百メートル未満であつて、フリーボード甲板の下方に単船倉を有し、又は当該甲板まで水密に造られた隔壁の少なくとも一によつて隔離されていないフリーボード甲板の下方に船倉を有する船舶は、これらの区域に水面探知器を取り付けるものとする。

3　2の規定によつて要求される水面探知器は、

.1　貨物倉の内底の上方の水面が〇・三メートル以上の高さに達するとき及び当該水面が貨物倉の平均的な深さの十五パーセント以内の高さに達するときに、船橋において可視可聴の警報を発するものとする。

.2　貨物倉の後端又は内底が設計された水線と平行でない場合には、最も低い部分の上方に取り付ける。ウェッブ又は部分水密隔壁が内底の上方に取り付けられる場合には、主管庁は、追加の探知器の取付けを要求することができる。

4　2の規定によつて要求される水面探知器は、第十二章第十二規則に適合する船舶又は貨物倉の長さ全体の船側に少なくとも内側板からフリーボード甲板まで垂直に達する水密区画を有する船舶においては、取り付ける必要はない。

四　第二―一章C部第三十一規則2.10を削る。（平成十九年一月一日効力発生）

五　第二―一章C部第三十一規則5の次に6として次のように加える。（平成十九年一月一日効力発生）

6　二千四年七月一日以後に建造された船舶は、1から5までの規定の一部を次のように改めて適用する。

.1　2に10として次のように加える。

.10　自動化装置は、推進装置の切迫した減速又は停止の限界警告が、非常事態における航行状況を評価するため、当直の乗組員に対して適時に与えられることを確保する方法で設計されなければならない。特に、当該装置は、当直の乗組員に対し手動による介入の機会を与えている間、制御し、監視し、報告し、及び警告するものとし、推進機関を減速させ、又は停止させるために安全のための措置をとるものでなければならない。ただし、手動による介入が推進機関及び推進装置の短時間での全体的な故障をもたらす場合（例えば、超過速度の場合）は、この限りでない。」

六　第二―一章C部第三十五規則の次に第三十五―一規則として次のように加える。（平成二十一年一月一日効力発生）

第三十五―一規則　ビルジ排水設備

1　この第三十五―一規則は、二千九年一月一日以後に建造された船舶について適用する。

2　旅客船及び貨物船

2.1　船舶には、起こることのあるあらゆる状態において、清水、水バラスト、燃料油又は液体貨物の運送に恒久的に充てられる場所又は効果的な排水設備が設けられている場所を除く水密の区画室から吸水し、及び排水することができる効果的なビルジ排水設備を設ける。防熱倉からの排水については、効果的な措置をとる。

2.2　衛生ポンプ、バラスト・ポンプ及び雑用ポンプは、ビルジ排水管系との必要な連結管を取り付けている場合には、独立動力ポンプとして認めることができる。

2.3　石炭庫若しくは燃料油タンクの内部若しくは下方又はボイラー室若しくは機関室（澄ましタンク又は燃料油ポンプ装置を備える場所を含む。）の内部に用いるビルジ管は、鋼又は他の適した材料のものでなければならない。

2.4　ビルジ及びバラストの吸排水系については、水が海から及びバラスト・タンクから貨物区域及び機関区域に又は一の区画室から他の区画室に流入する可能性を防止するように措置をとる。ビルジ用及びバラスト用の連結管を有するディープ・タンクについては、貨物を積載している場合には不用意に海水が流入することを、また、水バラストを積載している場合にはそれがビルジ管を通して不用意に排出されることを防止するための措置をとる。

2.5　ビルジ排水設備に連結する分管箱及び手動により操作される弁は、通常の状態において近づき得る位置に取り付ける。

2.6　主管庁があらゆる種類及び大きさの船舶について特定の区画内における排水設備を免除し得ると認める場合には、旅客船の隔壁甲板上及び貨物船のフリーボード甲板上の閉囲された貨物区域の排水についての規定が設けられなければならない。ただし、主管庁がこの貨物区域の大きさ又は内部細区画の状況により船舶の安全が損なわれないと認める場合に限る。

2.6.1　隔壁甲板又はフリーボード甲板に対するフリーボードが、それぞれ、船舶が五度を超える横傾斜で甲板の端が没水するようなものである場合には、排水は、適当な大きさの排出口を十分に配置することにより、直接船外に行われなければならない。この排出口は、旅客船についてはこの章の第十五規則並びに貨物船については現行の満載喫水線に関する国際条約の排出口、取入口及び排水に関する規定に従つて取り付ける。